京都大学経済学会規則

第1章 総則

- 第1条 本会は京都大学経済学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は京都大学大学院経済学研究科・経済学部内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、経済学・経営学に関する研究・教育の振興と、その成果の普及を図り、京都大学 大学院経済学研究科・経済学部の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 機関誌『経済論叢』を発行すること。『経済論叢』は年1回発行する。ただし、臨時特別 号を発行することがある。
 - 2. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

- 第5条 本会は、次の会員をもって組織する。
 - 1. 正会員

京都大学大学院経済学研究科教員協議会構成員。

2. 会員等

京都大学経済学部学生および京都大学大学院経済学研究科学生のうち、本会への入会を希望し、かつ、下記第11条で定める評議員(以下、評議員という)の推薦を受け、 評議員による会議(以下、評議員会という)において認められた者。

3. 名誉会員

京都大学大学院経済学研究科もしくは京都大学経済学系に専任教員として所属した経験を持ち、かつ、評議員会において特に認められた者。

- 第6条 日本国内に居住する者および日本国外に居住する者が本会に入会することができる。
- 第7条 特別の場合に限り、前5条に定められた会員以外の者にも会員に準ずる取扱いをすること ができる。
- 第8条 会員資格は年度単位とし、会員期限は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第9条 本会の経費は会員の投稿料, 寄附金, その他の収入をもってこれにあてる。

第4章 機関

- 第10条 第4条の事業の運営は、主に経済学会委員会が行う。事業運営上特に必要な場合は、評議員より構成される委員会を別途設置し運営を行う。
- 第11条 本会に次の役員を置く。
 - 1. 評議員長 京都大学大学院経済学研究科長をもってこれにあてる。
 - 2. 評議員 京都大学大学院経済学研究科教員協議会構成員。
 - 3. 学会委員会主任・副主任(各1名) 評議員会による指名とする。
 - 4. 監査委員(1名) 評議員会による指名とする。
 - 5. 学会委員(若干名) 学会委員会主任の指名により、評議員会の承認を経て置く。
- 第12条 評議員はその任期を定めない。その他の役員の任期はすべて2年とする。ただし、重任 を妨げない。
- 第13条 本会規則の改正変更及び財産の処分は評議員会の決議による。

附則

1. 京都大学大学院経済学研究科の優秀修士論文賞を受賞した者は、受賞日の翌年度の4月1日からから3年間、会員等になることができる。

附則

この規則は2020年4月1日から施行する。

2008年11月13日改正

2012年5月10日改正

2016年4月14日改正 2017年7月13日改正 2018年6月18日改正 2019年12月12日改正 2022年12月8日改正 2024年2月8日改正